

(7) 他学部・他大学等における授業科目の履修等

各コース別カリキュラム表に記載されている科目以外に、「他学部」、「他の大学又は短期大学」及び「大学以外の教育施設」における授業科目を専門教育科目の一部として履修することができます。履修の条件と手続きは下記のとおりです。

なお、履修希望者は、所定の期間内に、手続きを行ってください。

- ① 受講の手続きは、1) 受講しようとする科目が履修可能な科目であるかを確認し、2) 所属のコース長又は教務委員に申し出て指示を受け、3) 「他学部・他大学等履修願 (A様式)」を学部長 (学務課工学部担当) に提出し、許可を受けなければなりません。(※ 「他学部・他大学等履修願 (A様式)」は学務課工学部担当窓口で配付します。)
- ② 上記の履修は、事前に学部間又は大学間等で協議し、履修可能な授業科目等を指定して履修させる場合が一般的です。特に、学生個人の判断で直接学部等に出向き、履修手続きはできません。
- ③ 放送大学との単位互換
本学には、「放送大学と長崎大学との間における単位互換に関する協定書」に基づく単位互換制度があります。この制度は、放送大学で開講する授業科目を「特別聴講学生」として履修し、その授業科目を本学の授業科目として取り扱う制度です。興味のある学生は、シラバスを学務課工学部担当窓口にありますので、参照してください。
- ④ 県内大学・短大との単位互換 (NICEキャンパス長崎プログラム)
長崎県内の大学・短大で開講する授業科目を履修し、その授業科目を本学の授業科目として取り扱うことができます。興味のある学生は、シラバスを学務課工学部担当窓口にありますので、参照してください。
- ⑤ 教育学部における「情報」の免許に関する授業科目の受講について
「情報」の教育職員免許状を取得するためには、特別聴講学生として教育学部で開講される科目を受講しなければなりません。詳しくは、第10章の(7)で説明します。
- ⑥ 履修が認められるための具体的条件、修得した単位の認定単位数等の取扱いは、各コースの定めるとおりです。